

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成4年10月15日 規則第63号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに制定する。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年静岡県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請等）

第2条 法第8条第2項の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。

2 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第2号による一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第3条 省令第4条の4第1項の申請書の様式は、様式第3号によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請等）

第3条の2 省令第4条の4の2の申請書の様式は、様式第3号の2によるものとする。

2 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面の様式は、様式第3号の3によるものとする。

（特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告）

第4条 省令第4条の17の報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第5条 省令第5条の3第1項の申請書の様式は、様式第5号によるものとする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第31号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第2条第2項の規定により読み替えて適用される省令第5条の3第1項の申請書の様式は、様式第6号によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第6条 省令第5条の4の2第1項の届出書の様式は、様式第7号によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第7条 省令第5条の5第1項の届出書の様式は、様式第8号によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第8条 省令第5条の5の2第1項の申請書の様式は、様式第9号によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出)

第8条の2 省令第5条の5の3の届出書の様式は、様式第9号の2によるものとする。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請等)

第8条の3 省令第5条の5の5第1項の申請書の様式は、様式第9号の3によるものとする。

2 知事は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定をしたときは、様式第9号の4による熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

3 省令第5条の5の10第1項の届出書の様式は、様式第9号の5によるものとする。

4 省令第5条の5の11第1項の報告書の様式は、様式第9号の6によるものとする。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第9条 法第9条の3第1項の規定による届出は、様式第10号による一般廃棄物処理施設設置届出書により行うものとする。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第10条 省令第5条の8第1項の届出書の様式は、様式第11号によるものとする。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第11条 省令第5条の9の2第1項の届出書の様式は、様式第7号によるものとする。

(市町の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出)

第12条 省令第5条の10第1項の届出書の様式は、様式第8号によるものとする。

(市町の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請)

第13条 省令第5条の10の2第1項の申請書の様式は、様式第9号によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項の申請書の様式は、様式第12号によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請)

第15条 省令第5条の12第1項の申請書の様式は、様式第13号によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第16条 省令第6条第1項の届出書の様式は、様式第14号によるものとする。

(産業廃棄物の再生利用業者の指定の申請等)

第17条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による知事の指定(以下「再生利用業者の指定」という。)を受けようとする者は、様式第15号による産業廃棄物再生利用業者指定申請書を提出

しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
  - (1) 再生利用の事業計画の概要を記載した書類
  - (2) 事務所及び事業場の付近の見取図
  - (3) 再生利用の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (4) 再生利用の事業の用に供する施設に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合にあっては、その土地を使用する権原を有することを証する書類
  - (5) 申請者が個人にあってはその住民票の写し、法人にあってはその法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (6) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）の履歴書
  - (7) 業務経歴を記載した書類
  - (8) その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類
- 3 知事は、再生利用業者の指定をしたときは、様式第16号による産業廃棄物再生利用業者指定証を交付するものとする。この場合において、知事は、2年を超えない範囲内においてその指定証の有効期間を設けることができる。
- 4 再生利用業者の指定を受けた者は、その指定証の有効期間を延長しようとするときは、当該有効期間が満了する前に、様式第17号による産業廃棄物再生利用業者指定証有効期間延長申請書を提出しなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の申請書の提出があった場合に準用する。
- 6 再生利用業者の指定を受けた者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに、様式第18号による産業廃棄物再生利用業者指定変更届を提出しなければならない。
  - (1) 氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）
  - (2) 法人にあっては、その役員の氏名
  - (3) 事務所又は事業場の所在地
  - (4) 事業の用に供する施設の構造若しくは規模又はその設置場所
  - (5) 再生利用のための産業廃棄物が排出される事業所
  - (6) 収集、運搬又は処分のうち、自ら行わない業務の受託者
- 7 再生利用業者の指定を受けた者は、その指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに、様式第19号による産業廃棄物再生利用業者指定業務廃止届を提出しなければならない。

（産業廃棄物処理業等の許可を受けた者の欠格要件に係る届出）

第18条 省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書の様式は、様式第20号によるものとする。

（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出等）

第19条 省令第12条の7の17第2項の届出書の様式は、様式第21号によるものとする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書の様式は、様式第21号の2によるものとする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、様式第21号の3による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更（廃止）届により行うものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の欠格要件に係る届出)

第19条の2 省令第12条の11の3の届出書の様式は、様式第9号の2によるものとする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の報告)

第20条 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に様式第22号による特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書を提出しなければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことを要しなくなった事業者は、速やかに、様式第23号による特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書を提出しなければならない。

(産業廃棄物の処理実績の報告)

第21条 法第12条第8項の産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、様式第24号による産業廃棄物処理実績報告書を提出しなければならない。

(産業廃棄物等の運搬実績の報告)

第22条 産業廃棄物収集運搬業者（許可を受けた事業の範囲に保管を含む者を除く。）及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者（許可を受けた事業の範囲に保管を含む者を除く。）は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集及び運搬に関し、様式第25号による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書を提出しなければならない。

(最終処分場埋立終了届出台帳の閲覧の請求)

第23条 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、様式第26号による最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書を提出しなければならない。

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第24条 政令第17条第1項の申請書の様式は、様式第27号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録証明書)

第25条 省令第16条の4の登録証明書の様式は、様式第28号によるものとする。

(廃棄物再生事業者の登録事項の変更の届出)

第26条 政令第20条の規定による届出は、様式第29号による廃棄物再生事業者登録事項変更届により行うものとする。

2 前項の届出書には、変更後の事業場の図面及び省令第16条の3各号に掲げる書類（変更のあるものに限る。）を添付するものとする。

(廃棄物再生事業者の事業場の廃止、休止又は再開の届出)

第27条 政令第21条の規定による届出は、様式第30号による廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再

開) 届により行うものとする。

(事故時の措置の届出)

第27条の2 法第21条の2第1項の規定による届出は、様式第30号の2による特定処理施設事故時応急措置届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、特定処理施設の付近の見取図、事故現場の写真その他の事故の状況及び講じた措置の概要を示す書類を添付するものとする。

(許可証等の再交付の申請)

第28条 法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者、法第20条の2第1項の登録を受けた者又は再生利用業者の指定を受けた者(以下「許可等を受けた者」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)を破り、汚し、又は失ったときは、様式第31号による許可証等再交付申請書によりその再交付を申請することができる。

2 前項の申請書には、許可証等を破り、又は汚した場合においては、その許可証等を添付するものとする。

(許可証等の返納)

第29条 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第32号による許可証等返納書により許可証等を返納しなければならない。

- (1) 許可、認定、登録又は指定を取り消されたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設(以下「認定熱回収施設」という。)又は事業の全部を廃止したとき。
- (3) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。
- (4) 許可証等の再交付を受けた後に失った許可証等を発見したとき。

(書類の提出方法)

第30条 法、政令、省令及びこの規則により提出する書類のうち、別表第1の中欄に掲げる提出書類にあつては正本1部及び副本1部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由して、別表第2の中欄に掲げる提出書類にあつては正本1部及び副本2部を同表の右欄に掲げる経由機関を経由してそれぞれ知事に、別表第3に掲げる提出書類にあつては正本1部及び副本2部を知事に、別表第4に掲げる提出書類にあつては正本1部及び副本10部を知事に提出するものとする。ただし、別表第1の7の項及び24の項、別表第2の22の項及び23の項並びに別表第3第35号及び第37号に掲げる提出書類の提出部数は、正本1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地(事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事業場の所在地)が政令第27条に規定する指定都市の長等が管轄する区域にあるときは、別表第2の17の項から19の項まで及び21の項に掲げる提出書類については正本1部及び副本1部を、同表23の項に掲げる提出書類については正本1部を知事に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月10日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月15日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第37号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月12日規則第50号）

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成10年7月24日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月12日規則第10号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第106号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則の規定により改正されることとなった改正前の規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の当該規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成12年9月29日規則第119号）

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出さ

れた申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成13年3月9日規則第10号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成16年3月31日規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成17年3月7日規則第5号抄）

- 1 この規則は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の施行の日（平成17年3月7日）から施行する。

附 則（平成17年5月24日規則第49号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている請求書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成19年3月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第31号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第9号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により作成

されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成22年 3 月31日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第16号）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当する様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表第 1 （第30条関係）

	提 出 書 類	経 由 機 関
1	省令第 8 条の 2 の 4 又は第 8 条の 2 の 7 の規定による産業廃棄物事業場外保管届出書	産業廃棄物の保管の場所の所在地を静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第20条第 4 項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「産廃保管場所管轄健康福祉センター所長」という。）
2	省令第 8 条の 2 の 5 の規定による産業廃棄物事業場外保管変更届出書	産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
3	省令第 8 条の 2 の 6 の規定による産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
4	省令第 8 条の 2 の 7（省令第 8 条の13の 6 において準用する場合に限る。）又は第 8 条の13の 5 の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	特別管理産業廃棄物の保管の場所の所在地を組織規則第20条第 4 項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長」という。）
5	省令第 8 条の 2 の 5（省令第 8 条の13の 6 において準用する場合に限る。）の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
6	省令第 8 条の 2 の 6（省令第 8 条の13の 6 において準用する場合に限る。）の規定による特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	特管産廃保管場所管轄健康福祉センター所長
7	省令第 8 条の27の規定による産業廃棄物管理票交付等状況報告書	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を組織規則第20条第 4 項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長」という。）
8	省令第 8 条の29の規定による措置内容等報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
9	省令第 8 条の38の規定による措置内容等報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
10	省令第 9 条の 2 の規定による産業廃棄物収集運搬業許可申請書	主たる営業区域を組織規則第20条第 4 項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「主要営業区域管轄健康福祉センター所長」という。）



11	産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の9の規定による産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
12	産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の10の規定による産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
13	省令第10条の12の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
14	特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の22の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
15	特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る省令第10条の23の規定による特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
16	省令第12条の35又は第12条の38（省令第12条の39において準用する場合を含む。）の規定による土地の形質の変更届出書	形質を変更する土地の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下「平成23年改正省令」という。）附則第12条（平成23年改正省令附則第18条において準用する場合を含む。）の規定による優良基準適合確認申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
18	第20条第1項の特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書	特別管理産業廃棄物を排出する事業場の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長」という。）
19	第20条第2項の特別管理産業廃棄物管理責任者廃止報告書	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
20	第21条の産業廃棄物処理実績報告書	当該施設の設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
21	第22条の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
22	第27条の2第1項の特定処理施設事故時応急措置届出書	特定処理施設の設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長
23	法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長
24	法第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受けた者に係る第29条の許可証等返納書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長

別表第2（第30条関係）

	提出書類	経由機関
1	省令第8条の4の5の規定による産業廃棄物処理計画書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
2	省令第8条の4の6の規定による産業廃棄物処理計画実施状況報告書	産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
3	省令第8条の17の2の規定による特別管理産業廃棄物処理計画書	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長
4	省令第8条の17の3の規定による特別管理産業廃棄物処理計	特管産廃排出事業場管轄健康福祉センター所長

	画実施状況報告書	
5	省令第10条の4の規定による産業廃棄物処分業許可申請書	産業廃棄物の処分が行われる施設のうち主たるものの設置場所を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「主要施設管轄健康福祉センター所長」という。）
6	産業廃棄物処分業に係る省令第10条の9の規定による産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
7	産業廃棄物処分業に係る省令第10条の10の規定による産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書	主要施設管轄健康福祉センター所長
8	省令第10条の16の規定による特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
9	特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の22の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
10	特別管理産業廃棄物処分業に係る省令第10条の23の規定による特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書	主要施設管轄健康福祉センター所長
11	平成23年改正省令附則第12条（平成23年改正省令附則第15条及び第21条において準用する場合に限る。）の規定による優良基準適合確認申請書	主要施設管轄健康福祉センター所長
12	第17条第1項の産業廃棄物再生利用者指定申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
13	第17条第4項の産業廃棄物再生利用者指定証有効期間延長申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
14	第17条第6項の産業廃棄物再生利用者指定変更届	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
15	第17条第7項の産業廃棄物再生利用者指定業務廃止届	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
16	第18条の規定による欠格要件に係る届出書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
17	第24条の規定による廃棄物再生事業者登録申請書	廃棄物再生事業者に係る事業場の所在地を組織規則第20条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「再生事業場管轄健康福祉センター所長」という。）
18	第26条第1項の廃棄物再生事業者登録事項変更届	再生事業場管轄健康福祉センター所長
19	第27条の廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）届	再生事業場管轄健康福祉センター所長
20	法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可を受けた者又は再生利用者の指定を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長
21	法第20条の2第1項の登録を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書	再生事業場管轄健康福祉センター所長
22	法第14条第6項若しくは第14条の4第6項の許可を受けた者又は再生利用者の指定を受けた者に係る第29条の許可証等	主要営業区域管轄健康福祉センター所長又は主要施設管轄健康福祉センター所長

	返納書	
23	法第20条の2第1項の登録を受けた者に係る第29条の許可証 等返納書	再生事業場管轄健康福祉センター所長

別表第3（第30条関係）

- (1) 省令第11条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書（政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる施設（以下「産業廃棄物焼却施設等」という。）に係るものを除く。）
- (2) 省令第12条の4の規定による産業廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (3) 省令第12条の5の2の規定による産業廃棄物処理施設定期検査申請書
- (4) 省令第12条の7の15の規定による特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書
- (5) 省令第12条の9（平成10年改正省令附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設変更許可申請書（産業廃棄物焼却施設等に係るものを除く。）
- (6) 省令第12条の10の2の規定による産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (7) 省令第12条の11の規定による産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
- (8) 省令第12条の11の2の規定による産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (9) 省令第12条の11の5の規定による熱回収施設設置者認定申請書
- (10) 省令第5条の5の10（省令第12条の11の11において準用する場合に限る。）の規定による熱回収施設休廃止等届出書
- (11) 省令第5条の5の11（省令第12条の11の11において準用する場合に限る。）の規定による熱回収報告書
- (12) 省令第12条の11の12の規定による産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書
- (13) 省令第12条の11の13の規定による合併・分割認可申請書
- (14) 省令第12条の12の規定による相続届出書
- (15) 第2条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書（政令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物焼却施設等」という。）に係るものを除く。）
- (16) 第3条の規定による一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (17) 第3条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (18) 第4条の規定による特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (19) 第5条の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書（一般廃棄物焼却施設等に係るものを除く。）
- (20) 第5条ただし書の規定による既存許可一般廃棄物処理施設変更許可申請書（一般廃棄物焼却施設等に係るものを除く。）
- (21) 第6条又は第11条の規定による一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (22) 第7条又は第12条の規定による一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
- (23) 第8条又は第13条の規定による一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (24) 第8条の2又は第19条の2の規定による欠格要件に係る届出書
- (25) 第8条の3第1項の規定による熱回収施設設置者認定申請書
- (26) 第8条の3第3項の規定による熱回収施設休廃止等届出書

- (27) 第8条の3第4項の規定による熱回収報告書
- (28) 第9条の一般廃棄物処理施設設置届出書
- (29) 第10条の規定による一般廃棄物処理施設変更届出書
- (30) 第14条の規定による一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書
- (31) 第15条の規定による合併・分割認可申請書
- (32) 第16条の規定による相続届出書
- (33) 第19条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出書
- (34) 第19条第3項の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置変更（廃止）届
- (35) 第23条の最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書
- (36) 法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可を受けた者又は法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者に係る第28条第1項の許可証等再交付申請書
- (37) 法第8条第1項若しくは第15条第1項の許可を受けた者又は法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の認定を受けた者に係る第29条の許可証等返納書

#### 別表第4（第30条関係）

- (1) 省令第11条の規定による産業廃棄物処理施設設置許可申請書（産業廃棄物焼却施設等に係るものに限る。）
- (2) 省令第12条の9（平成10年改正省令附則第3条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による産業廃棄物処理施設変更許可申請書（産業廃棄物焼却施設等に係るものに限る。）
- (3) 第2条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書（一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。）
- (4) 第5条の規定による一般廃棄物処理施設変更許可申請書（一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。）
- (5) 第5条ただし書の規定による既存許可一般廃棄物処理施設変更許可申請書（一般廃棄物焼却施設等に係るものに限る。）